

報告事項 1

県指定史跡の解除について

教育文化課

平成28年11月25日
教育文化課

県指定史跡「池谷宝幢寺古墳」、「大代古墳」及び「天河別神社古墳群」
の国史跡指定に伴う解除について

文化財の保護に関する条例（昭和32年3月29日徳島県条例第23号）第36条第2項では、県指定の史跡名勝天然記念物について、国の史跡、名勝又は天然記念物の指定があったときは、当該県指定は、解除されたものとすると規定されている。

この度、平成28年10月3日付け文部科学省告示第140号により、「鳴門板野古墳群」が国史跡に指定された。同史跡には、昭和33年7月18日徳島県教育委員会告示第54号により県指定史跡に指定した「池谷宝幢寺古墳」及び「天河別神社古墳群」、並びに平成13年9月11日徳島県教育委員会告示第16号により県指定史跡に指定した「大代古墳」が含まれている。

よって、文化財の保護に関する条例第36条第2項の規定により、次の県指定史跡の県指定が解除されることとなる。

(解除される史跡)

| 種別 | 名称 | 員数 | 所在地 | 所有者及び管理者 |
|----|---------|----|----------------------|----------------------|
| 史跡 | 池谷宝幢寺古墳 | 一基 | 鳴門市大麻町池谷字勝明寺谷11-1 | 鳴門市 |
| 史跡 | 大代古墳 | 三基 | 鳴門市大津町大代字日開谷1474-2 他 | 日本道路公団 日本道路公団四国支社 |

(一部解除される史跡)

| 種別 | 名称 | 員数 | 所在地 | 所有者及び管理者 |
|----|----------|---|--|----------|
| 史跡 | 天河別神社古墳群 | 一件 (鳴門市大麻町 池谷 字滝ヶ谷 55番1の一部、 55番2、 55番3、 55番4の一部 字孫太郎谷 7番、 9番1、 9番2の一部 を除く。) | 鳴門市大麻町池谷 字滝ヶ谷 55番1のうち実測6771. 59m ² , 55番4のうち実測392.3 4m ² , 字孫太郎谷 1番1, 9番2のうち実測301.66 m ² , | 鳴門市 |

〈参考〉

文化財の保護に関する条例（抜粋）

第六章 県指定史跡名勝天然記念物

(解除)

第三十六条 県指定史跡名勝天然記念物が県指定史跡名勝天然記念物としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、委員会は、その指定を解除することができる。

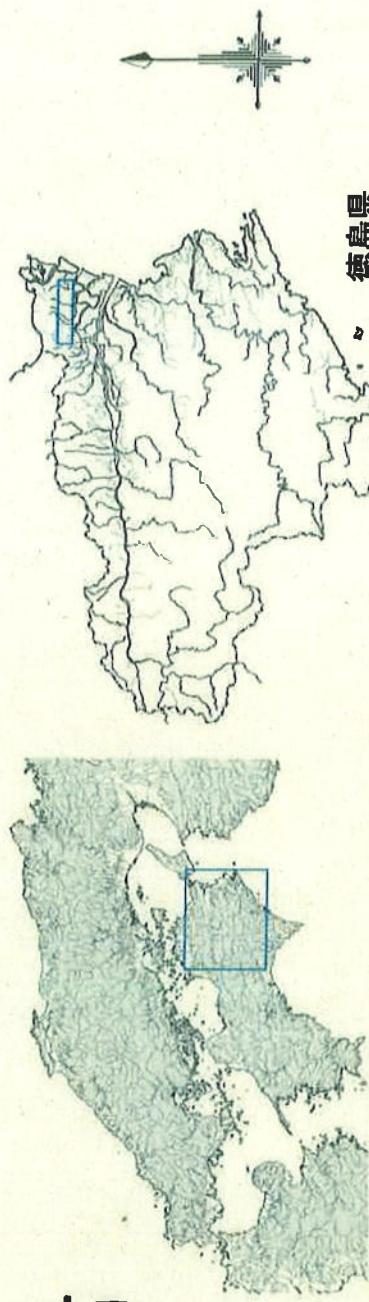
- 2 県指定史跡名勝天然記念物について法第百九条第一項の規定による史跡、名勝又は天然記念物の指定があつたときは、当該県指定史跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものとする。
- 3 第一項の規定による指定の解除には、第九条第二項および第五項の規定を、前項の場合には、第九条第四項および第五項の規定を準用する。

文化財保護法（抜粋）

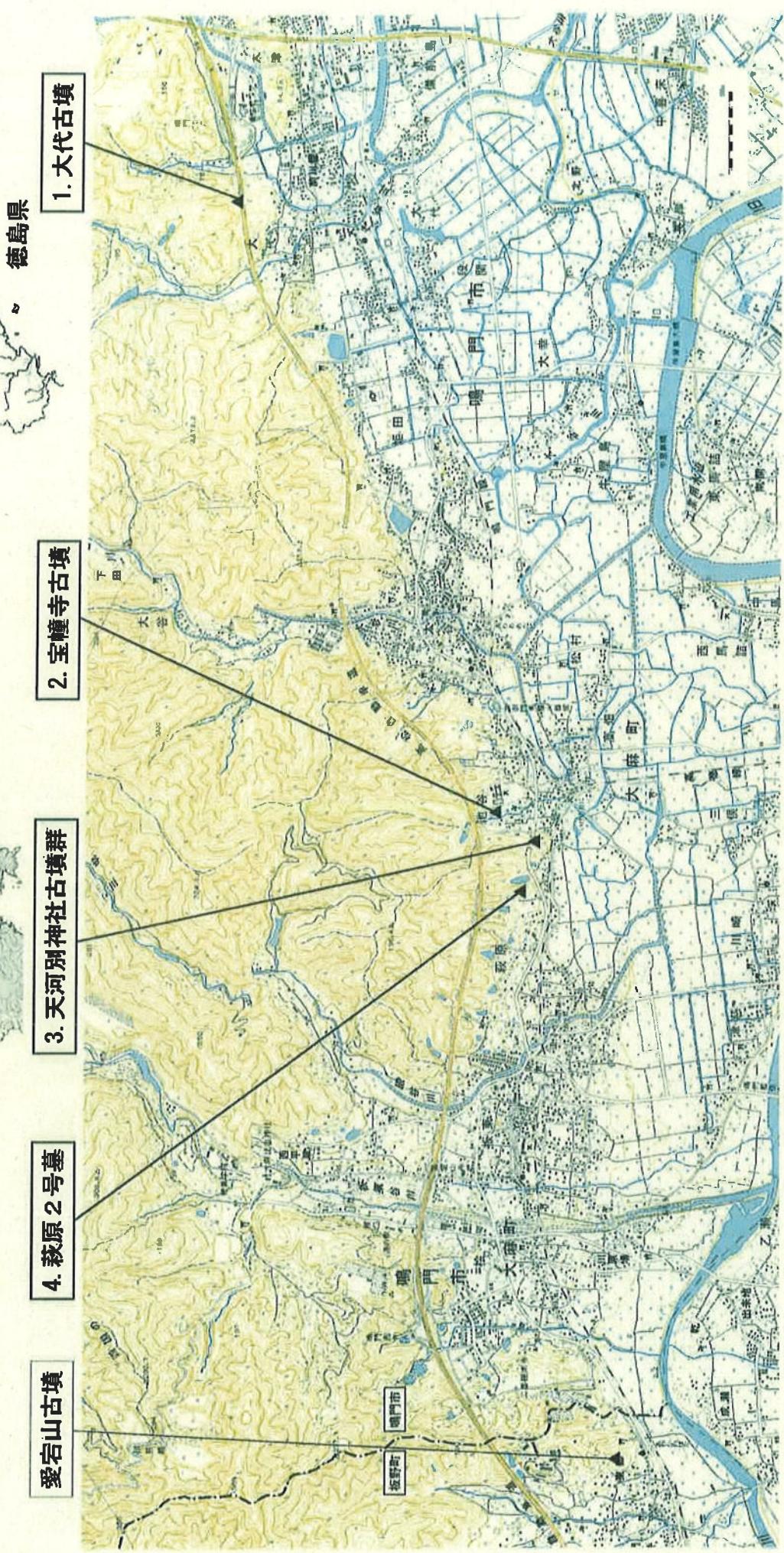
第七章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第一百九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物に指定することができる。

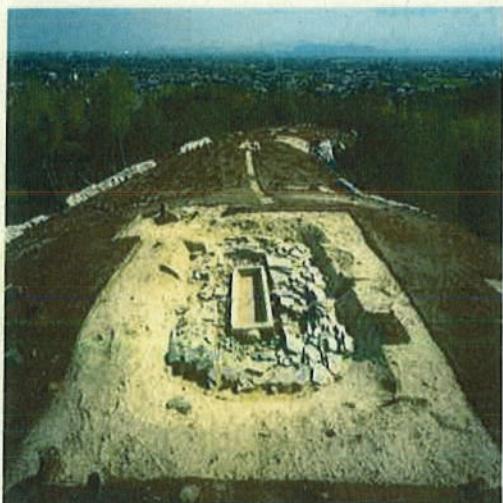


1 鳴門板野古墳群（古代古墳・宝幢寺古墳・天河別神社古墳群・教原2号墓）の位置図





1. 鳴門板野古墳群
(遠景)



2. 大代古墳 竪穴式石室



3. 宝幢寺古墳 墓丘



4. 天河別古墳群 1号墳 竪穴式石室

鳴門板野古墳群（天河別神社古墳群）
指定対象範囲を表示する地籍図

指定範囲
県指定として残された範囲

